

10) 構造物とりこわし工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、構造物とりこわし工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 河川、海岸、砂防、道路工事等の既設コンクリート構造物のとりこわし作業。
- (2) とりこわし方法の主たる作業機械が、大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機の場合。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) 建築物、舗装版のとりこわし作業及びブロック施工による旧橋撤去。
 - 2) とりこわし作業機械が、大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機以外の場合（火薬、ワイヤーソーイング、静的破砕及び大型ブレーカ、コンクリート圧砕機を使用する場合で、施工基面（機械設置基面）より上下 5m を超える作業能力を有する機種等）。
 - 3) 「橋梁地覆補修工」にともなう「とりこわし工」。
 - 4) 「構造物とりこわし工」にともなう「石積取壊し（人力）」及び「コンクリートはつり（平均はつり厚 6cm 以下）」。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 特殊地域における労務費の補正が適用される工事の場合。
 - 2) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価を適用できない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の着色の部分である。



(注) チゼルの損耗費等を含む。

2-2 市場単価の規格・仕様・工法選定

構造物とりこわし工の市場単価の規格・仕様・工法選定は、下表のとおりである。

表 2.1 規格・仕様区分

区分	規格・仕様	単位	工法選定
無筋構造物	機械施工	m3	
	人力施工	m3	重機の使用できない狭い場所，部分的な壊しが必要な場合。
鉄筋構造物	機械施工	m3	
	人力施工	m3	重機の使用できない狭い場所，部分的な壊しが必要な場合。

- (注) 1. 機械施工については，施工基面（機械設置基面）より上下 5m 以内の作業に適用する。
 2. 機械施工のための，施工基面（機械設置基面）造成（作業構台，盛土，掘削等）作業費用は含まない。
 3. 鉄筋を有する構造物は，鉄筋構造物を適用する。
 4. PC・RC 橋上部，鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。

2-3 加算率・補正係数

構造物とりこわし工の加算率・補正係数の設定は，下記のとおりである。

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S0	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	S1	全体数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K1	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して，作業時間が夜間（20 時～6 時）にかかる場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K2	対象数量
	低騒音・低振動対策	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する	K3	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.3 加算率・補正係数の数値

区分	記号	無筋構造物		鉄筋構造物		
		機械施工	人力施工	機械施工	人力施工	
加算率	施工規模	S0	10m3 以上 0%	3m3 以上 0%	10m3 以上 0%	3m3 以上 0%
		S1	10m3 未満 10%	3m3 未満 20%	10m3 未満 10%	3m3 未満 20%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	1.10	1.20	1.10	1.20
	夜間作業	K2	1.20	1.45	1.20	1.45
	低騒音・低振動対策	K3	1.30	—	1.15	—

- (注) 1. 1 工事の施工量は，工法ごとに判断する。
 2. 施工規模加算率（S1）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K1）が重複する場合は，施工規模の加算率のみを対象とする。
 3. 補正係数「低騒音・低振動対策（K3）」は，低騒音・低振動対策として圧砕機を使用する工事を対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注 1) × 設計数量

(注 1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S0 or S1/100) × (K1 × K2 × K3)

3. 適用にあたっての留意事項

(1) 共通事項

- 1) コンクリート殻は、径 30cm 程度に破砕するものとする。ただし、破砕したコンクリート殻を新たに径 30cm 程度より小さく破砕する場合の費用は、含まない。
- (2) 随意契約の調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- (3) PC・RC 橋上部、鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。
- (4) 構造物とりこわしの施工量については、構造物のとりこわし前の体積とする。

11) 薄層カラー舗装工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、薄層カラー舗装工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 樹脂モルタル舗装工における歩道橋、側道橋、歩道及び自転車道の舗装。
- (2) 景観透水性舗装工における歩道及び遊歩道の舗装。
- (3) 樹脂系すべり止め舗装工における車道及び歩道（路側帯、スクールゾーンを含む）の舗装。

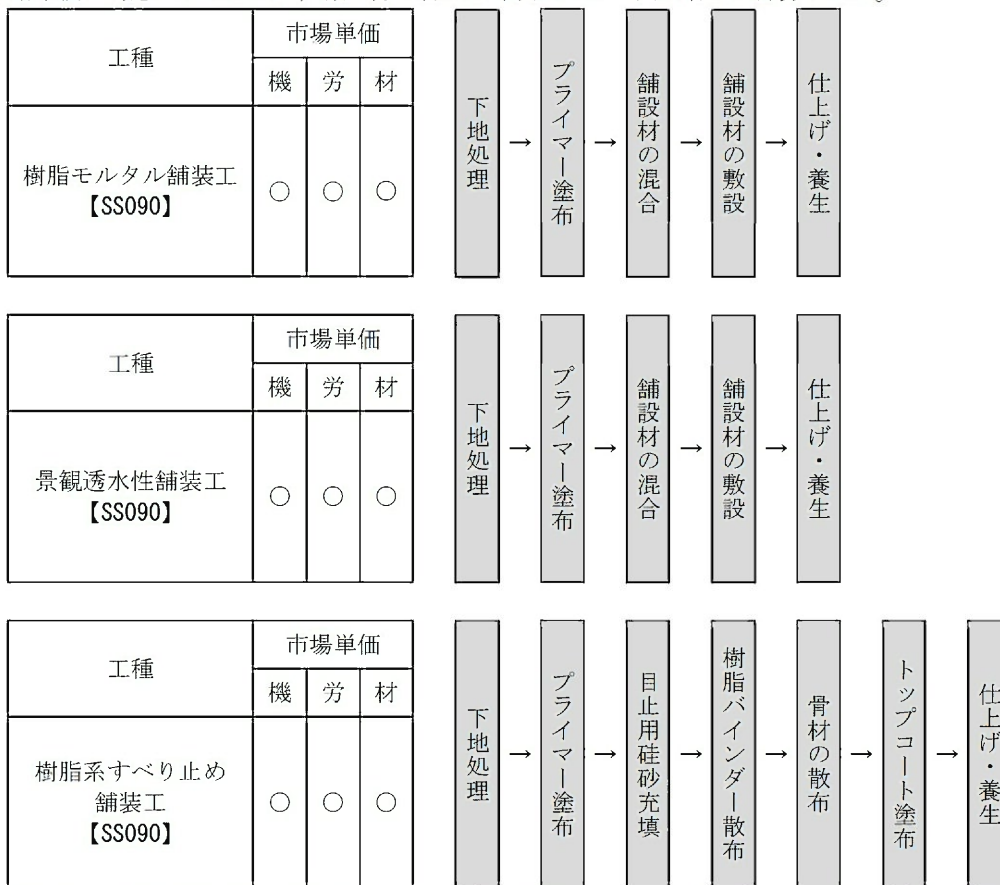
1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 加熱混合系薄層カラー舗装。
 - 2) 型枠式カラータイル舗装。
 - 3) 壁面、階段の立ち上がり部（垂直面）を施工する場合。
 - 4) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。
 - 5) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価を適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の着色の部分である。



- (注) 1. 樹脂系すべり止め舗装工のプライマー塗布は、コンクリート面への敷設の場合に施工。
 2. 樹脂系すべり止め舗装工の目止用硅砂充填は、規格・仕様区分によって施工。
 3. 樹脂系すべり止め舗装工のトップコート塗布は、規格・仕様区分によって施工。

2-2 市場単価規格・仕様

薄層カラー舗装工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 2.1 規格・仕様区分

区分	規格・仕様	単位
樹脂モルタル舗装工	厚 6mm 以下	m ²
	厚 6mm 超え 8mm 以下	
	厚 8mm 超え 10mm 以下	
景観透水性舗装工	厚 10mm 以下	
	厚 10mm 超え 15mm 以下	
樹脂系すべり止め舗装工	RPN-101	
	RPN-102	
	RPN-103	
	RPN-104	
	RPN-201	
	RPN-202	
	RPN-203	
	RPN-204	
	RPN-301	
	RPN-302	
	RPN-303	
	RPN-304	
	RPN-401	
	RPN-402	
RPN-501		
RPN-502		
RPN-601		
RPN-602		

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S0	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S1 S2	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき 1 日の作業時間(所定労働時間)を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K1	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20 時~6 時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K2	
	階段ステップ部(踊り場を含む)	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K3	
	既設アスファルト舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K4	
	コンクリート舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K5	

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.3 加算率・補正係数の数値

区分		記号	樹脂モルタル 舗装工	景観透水性 舗装工	樹脂系すべり止め 舗装工
加算率	施工規模	S0	(100m ² 以上) 0%	(100m ² 以上) 0%	(200m ² 以上) 0%
		S1	(50m ² 以上～ 100m ² 未満) 5%	(50m ² 以上～ 100m ² 未満) 5%	(100m ² 以上～ 200m ² 未満) 5%
		S2	(50m ² 未満) 20%	(50m ² 未満) 20%	(100m ² 未満) 20%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	1.05	1.05	1.05
	夜間作業	K2	1.10	1.10	1.10
	階段ステップ部	K3	1.25	—	—
	既設アスファルト舗装面の 施工	K4	—	—	0.90
	コンクリート舗装面の施工	K5	—	—	1.10

(注) 1. 施工規模加算率 (S1) 又は (S2) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K1) が重複する場合は、施工規模加算率のみ対象とする。

2. 階段ステップ部の補正を行った場合は、施工規模加算率は適用しない。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注 1) × 設計数量

(注 1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S0 or S1 or S2/100) × (K1 × K2 × …… × Kn)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 共通事項

1) 各区分の工法は次のとおりとする。

表 3.1 工法の内容

区分	目地模様
樹脂モルタル舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。
景観透水性舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を、使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。
樹脂系すべり止め舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し、硬質骨材を路面に接着させる工法。

2) 下地は標準状態とし、はつり、サンダー掛け、鏝落とし及び不陸整正のための下地調整を含まないものとする。下地調整を必要とする場合は、別途計上する。(下地処理とは、施工面にあるゴミ・泥・ほこりなどを除去する簡単な作業をいう。)

3) 斜路部の施工は、階段ステップ部の補正を適用しない。

(2) 樹脂系すべり止め舗装工

1) 規格・仕様の内容は、次のとおりとする。

表 3.2 規格・仕様の内容

区分	規格・仕様	施工面		内容	トップコートの有無	仕上げ区分	備考
樹脂系すべり止め舗装工	RPN-101	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工	
	RPN-102	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工	排水機能なし
	RPN-103	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工	
	RPN-104	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工	排水機能なし
	RPN-201	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キラキラ)	無	全面施工	カラーキラキラを含む
	RPN-202	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キラキラ)	無	全面施工	カラーキラキラを含む 排水機能なし
	RPN-203	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キラキラ)	無	ゼブラ施工	カラーキラキラを含む
	RPN-204	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キラキラ)	無	ゼブラ施工	カラーキラキラを含む 排水機能なし
	RPN-301	車道	密粒アスファルト面(新設)	カラートップ	有	全面施工	
	RPN-302	車道	排水性アスファルト面(新設)	カラートップ	有	全面施工	排水機能なし
	RPN-303	車道	密粒アスファルト面(新設)	カラートップ	有	ゼブラ施工	
	RPN-304	車道	排水性アスファルト面(新設)	カラートップ	有	ゼブラ施工	排水機能なし
	RPN-401	車道, ETC	密粒アスファルト面(新設)	カラートップ	有	Wゼブラ	
	RPN-402	車道, ETC	排水性アスファルト面(新設)	カラートップ	有	Wゼブラ	排水機能なし
	RPN-501	歩道, 自転車道	密粒アスファルト面(新設)	カラートップ	有	全面施工	
	RPN-502	歩道, 自転車道	透水性アスファルト面(新設)	カラートップ	有	全面施工	透水機能なし
RPN-601	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性ニート	無	全面施工	排水機能あり	
RPN-602	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性ニート	無	ゼブラ施工	排水機能あり	

(3) 随意契約による調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

12) 道路標識設置工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による道路標識設置工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 道路標識の標識柱設置、標識板設置及びコンクリート基礎設置工事
- (2) 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去及びコンクリート基礎撤去工事
- (3) 道路標識の更新工事

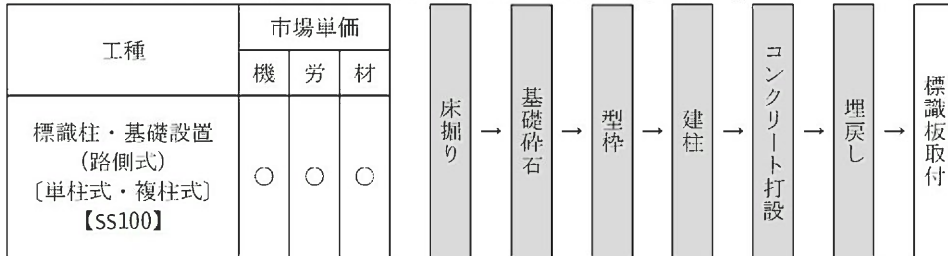
1-2 市場単価を適用できない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの
 - 1) 内部照明式の標識板の設置及び撤去工事
 - 2) 外部照明式の標識板と照明設備の設置及び撤去工事
 - 3) 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置及び撤去工事
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 道路管理者以外が行う標識工事
 - 2) 着雪防止板の設置及び撤去
 - 3) 標識柱・基礎設置（路側式）で、白色、景観色（標準 3 色）以外の塗装色製品を用いる場合。
 - 4) 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事
 - 5) 標識柱の基礎がコンクリート以外（鋼管基礎など）の場合。
 - 6) 道路照明柱を設置、撤去する場合。
 - 7) 標識板設置において、部分補修（リベット止め、シール貼りなど）の場合。
 - 8) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合
 - 9) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合

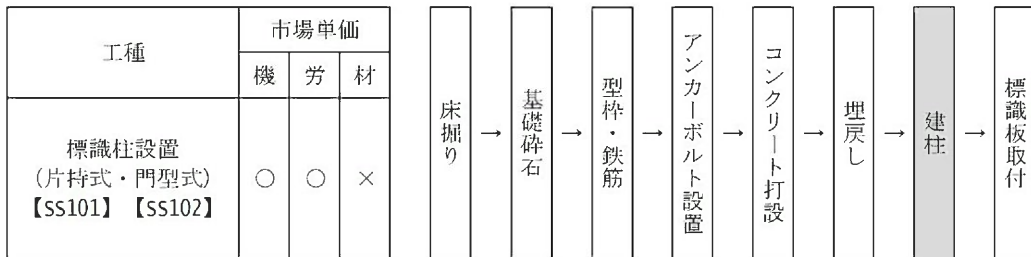
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機労材の○及びフロー図の着色部分である。



- (注) 1. 型枠は、スパイラル形式を含む。
 2. 舗装版破砕及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。
 3. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。



工種	市場単価			機	労	材	床掘り	基礎砕石	型枠・鉄筋	アンカーボルト設置	コンクリート打設	埋戻し	建柱	標識板取付
	機	労	材											
標識基礎設置 (片持式・門型式) 【SS106】	○	○	○											

- (注) 1. アンカーボルトの設置手間は含むが、材料費は加算額を加算する。
 2. 型枠は、スパイラル形式を含む。
 3. 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。
 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。

工種		市場単価			機	労	材	標識板取付
		機	労	材				
標識板設置 【SS103】 【SS104】	案内標識 ([路線番号除く])	○	○	○				
	警戒・規制・指示・ 路線番号標識	○	○	×				

- (注) 1. 案内標識板設置で、クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上すること。
 2. 路線番号は、国道番号 (118) , 都道府県番号 (118 の 2) に適用する。なお、「118, 118 の 2」は「道路標識設置基準・同解説 (社団法人日本道路協会)」による。

工種		市場単価			機	労	材	金具取付	標識板取付
		機	労	材					
添架式標識板 取付金具設置 【SS105】	信号アーム 照明柱 既設標識柱	○	○	○					
	歩道橋	○	○	×					

- (注) 既設標識柱への設置は、支柱部に設置する場合のみ適用する。

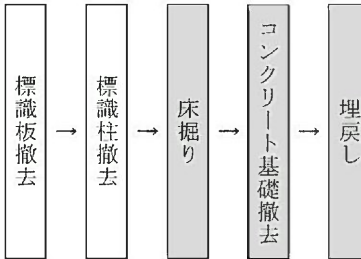
工種	市場単価			機	労	材	標識板撤去	床掘り	標識柱撤去	コンクリート基礎撤去	埋戻し
	機	労	材								
標識柱・基礎撤去 (路側式) [単柱式・複柱式] 【SS107】	○	○	/								

- (注) 1. 撤去後において、撤去柱は仮置きまで、撤去コンクリート殻は積込みまでとし、ともに処分費は含まない。
 2. 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。

工種	市場単価			機	労	材	標識板撤去	標識柱撤去	床掘り	コンクリート基礎撤去	埋戻し
	機	労	材								
標識柱撤去 (片持式・門型式) 【SS108】 【SS109】	○	○	/								

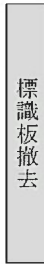
- (注) 撤去後において、撤去柱は仮置きまでとし、処分費は含まない。

工種	市場単価			機	労	材
	機	労	材			
標識基礎撤去 (片持式・門型式) 【SS113】	○	○	/			



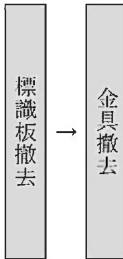
- (注) 1. 撤去後において、撤去コンクリート殻は積みみまでとし、処分費は含まない。
 2. 舗装版破砕及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。

工種	市場単価	機	労	材
標識板撤去 【SS110】 【SS111】	案内標識 (路線番号除く) 警戒・規制・指示・ 路線番号標識	○	○	/



(注) 撤去後において、撤去板は仮置きまでとし、処分費は含まない。

工種	市場単価			機	労	材
	機	労	材			
標識板撤去 (添架式) 〔取付金具撤去含む〕 【SS112】	○	○	/			



(注) 撤去後において、撤去板及び撤去金具は仮置きまでとし、処分費は含まない。

2-2 市場単価の規格・仕様

表 2.1 標識柱・基礎設置 (路側式〔単柱式〕)

区分	規格・仕様			単位
標識柱・基礎設置 路側式 《材工共》	単柱式 支柱材料含む 基礎含む 標識板別途	メッキ品	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基
			柱径 φ 101.6	基
		下地亜鉛メッキ+静電粉体塗装 (白色)	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基
		静電粉体塗装 (白色)	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
柱径 φ 89.1	基			

表 2.2 標識柱・基礎設置（路側式〔複柱式〕）

区分	規格・仕様			単位
標識柱・基礎設置 路側式 《材工共》	複柱式 支柱材料含む 基礎含む 標識板別途	メッキ品	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基
		柱径 φ 101.6	基	
		下地亜鉛メッキ+静電粉体塗装 (白色)	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
	柱径 φ 89.1		基	
	静電粉体塗装(白色)	柱径 φ 60.5	基	
		柱径 φ 76.3	基	
柱径 φ 89.1		基		

表 2.3 標識柱設置（片持式）

区分	規格・仕様			単位
標識柱設置 片持式	《材料費》	メッキ品	アンカーボルト含まず	kg
	《設置手間》 基礎別途	1基当りの総質量	400kg未満	基
			400kg以上	基

表 2.4 標識柱設置（門型式）

区分	規格・仕様			単位
標識柱設置 門型式	《材料費》	メッキ品	アンカーボルト含まず	kg
	《設置手間》 基礎別途	1スパンの長さ	10m未満	基
			10m以上 20m未満	基
			20m以上	基

表 2.5 標識基礎設置（片持式・門型式）

区分	規格・仕様			単位
標識 基礎設置 《材工共》	コンクリート基礎 アンカーボルトの材 料費は別途	標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量	4.0m ³ 未満	m ³
			4.0m ³ 以上 6.0m ³ 未満	m ³
			6.0m ³ 以上	m ³

表 2.6 標識板設置（案内標識〔路線番号除く〕）

区分	規格・仕様			単位	
標識板設置 (案内標識) 《材工共》 路線番号は除く	路側式 片持式 門型式 添架式 取付金具 (クランプ型ブラケ ットを除く)を含む	広角プリズム	一枚当りの面積	2.0m ² 未満	m ²
				2.0m ² 以上	m ²
		カプセルプリズム カプセルレンズ	一枚当りの面積	2.0m ² 未満	m ²
				2.0m ² 以上	m ²
		封入プリズム 封入レンズ	一枚当りの面積	2.0m ² 未満	m ²
				2.0m ² 以上	m ²

表 2.7 標識板設置（警戒・規制・指示・路線番号標識）

区分	規格・仕様			単位
標識板設置 (警戒・規制・指示・ 路線番号標識)	《設置手間》 材料費は別途	警戒・規制・指示・路線番号標識		基

表 2.8 添加式標識板取付金具設置

区分		規格・仕様	単位
添架式標識板 取付金具設置	《材工共》	信号アーム部に取付	基
		照明柱・既設標識柱に取付	基
	《設置手間》	歩道橋に取付(添架式取付金具材料費は別途)	基

(注) 設置する取付金具の基数は、標識板 1 枚当りの取付金具一式を 1 基として計上する。
取付金具の数量に関しては、3. 適用にあたっての留意事項(3), (5)を参照。

表 2.9 路側式標識柱・基礎撤去(単柱式・複柱式)

区分		規格・仕様	単位
路側式	単柱式(基礎含む)	柱径 φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6	基
	複柱式(基礎含む)	柱径 φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6	基

表 2.10 標識柱撤去(片持式・門型式)

区分	規格・仕様		単位
片持式	1 基当りの総質量 (支柱のみ)	400kg 未満	基
		400kg 以上	基
門型式	1 スパン当りの長さ (支柱のみ)	10m 未満	基
		10m 以上 20m 未満	基
		20m 以上	基

表 2.11 標識基礎撤去(片持式・門型式)

区分	規格・仕様	単位
基礎撤去	コンクリート基礎	m ³

表 2.12 標識板撤去(路側式・片持式・門型式)

区分	規格・仕様		単位
標識板撤去	案内標識 (路側式・片持式・門型式)	1 枚当たり の面積	2.0m ² 未満
			2.0m ² 以上
	警戒・規制・指示・路線番号標識		基

表 2.13 標識板撤去(添架式標識板)

区分	規格・仕様		単位
標識板撤去 (添架式標識板)	添架式標識板取付金具撤去含む	信号アーム部	基
		照明柱・既設標識柱	基
		歩道橋	基

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.14 加算率・補正係数の適用基準

区分		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S0	全体数量
		1 工事の施工規模が小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S1 S2	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K1	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して作業時間が夜間（20 時～6 時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K2	
	障害物のある場合	基礎設置において、地下構造物等の障害がある場合は、対象となる規格・仕様の単価（円/m ³ ）を係数で補正する。	K3	
	門型式標識柱の基礎の場合	門型式標識柱の基礎の場合は、対象となる規格・仕様の単価（円/m ³ ）を係数で補正する。	K4	
	景観色塗装の場合	標識柱・基礎設置（路側式）において、景観色塗装柱を使用する場合は、対象となる規格・仕様の単価（円/基）を係数で補正する。	K5	

(注) 施工規模加算 (S1) 又は (S2) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K1) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.15 加算率・補正係数の数値（設置工）

区分	記号	標識柱・基礎	標識柱		標識板		添架式標識板取付金具		基礎
		路側式	片持式	門型式	案内	案内以外	信号・照明柱	歩道橋	
加算率	施工規模	S0	5 基以上 0%	3 基以上 0%	3 基以上 0%	—	5 基以上 0%	—	—
		S1	3～4 基 15%	2 基 40%	2 基 40%	—	3～4 基 15%	—	—
		S2	2 基以下 25%	1 基 100%	1 基 100%	—	2 基以下 25%	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	1.10	1.10	1.05	1.00	1.15	1.05	1.05
	夜間作業	K2	1.30	1.35	1.35	1.05	1.50	1.15	1.25
	障害物のある場合	K3	—	—	—	—	—	—	1.25
	門型式標識柱の基礎の場合	K4	—	—	—	—	—	—	1.10
	景観色塗装柱の場合	K5	1.10	—	—	—	—	—	—

(注) 「案内以外」は、警戒・規制・指示・路線番号標識に適用する。

表 2.16 加算率・補正係数の数値（撤去工）

区分	記号	標識柱・基礎	標識柱		標識柱		添架式標識板	基礎	
		路側式	片持式	門型式	案内	案内以外			
加算率	施工規模	S0	5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	-	5基以上 0%	-	-
		S1	3~4基 15%	2基 40%	2基 40%	-	3~4基 15%	-	-
		S2	2基以下 25%	1基 100%	1基 100%	-	2基以下 25%	-	-
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	1.10	1.10	1.05	1.05	1.15	1.05	1.05
	夜間作業	K2	1.50	1.35	1.35	1.30	1.50	1.25	1.35

2-4 加算額

表 2.17 加算額の適用基準

区分	適用基準	単位	備考	
加算額	曲げ支柱（路側式） （柱の表面の塗装仕様の種別を問わず）	路側式の標識柱に曲げ支柱を使用する場合は、対象となる支柱本数に支柱径ごとの金額を加算する。	本	対象数量
	標識板の裏面塗装	片持式・門型式の標識板の裏面に塗装をする場合は、対象となる面積に金額を加算する。	m ²	
	アンカーボルトの材料価格	基礎にアンカーボルトを設置する場合は、アンカーボルトの質量に応じて金額を計上する。	kg	
	取付金具の材料価格	照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、直付 2 段または補助支柱を併用したうえで共架金具等が 1 段を超える場合、1 段増量するごとに金額を加算する。	段	

2-5 直接工事費の算出

直接工事費 = (設計単価) (注 1) × (設計数量) + (材料費) (注 2) + (加算額総金額) (注 3)

(注 1) 設計単価 = (標準の市場単価) × (1 + S0 or S1 or S2 / 100) × (K1 × K2 × …… K_n)

ただし、S1 or S2 と K1 は重複使用しない。

(注 2) 手間のみの場合のみ、必要に応じて計上する。

(注 3) 加算額総金額 = 加算額 × 総数量

3. 適用にあたっての留意事項

(1) 標識柱・基礎

門型式はトラス型及び丸パイプ型を標準とする。

片持式及び門型式の標識柱の材料費は、共通仮設費及び現場管理費の対象額に含めない。

(2) 標識板設置

警戒標識、規制標識、指示標識、路線番号標識は、設置手間に材料費（標識板及び取付金具）を加算して適用する。また、設置手間は板の枚数及び補助板の有無にかかわらず、1 基当たりとして設置手間を適用する。

・案内標識は、溶接型ブラケットを標準とする。また溶接型ブラケットは、標識柱の重量に含めて、柱材料費として計上する。

・クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上する。また設置手間は、案内標識板の設置手間に含まれる。

(3) 添架式標識板取付金具設置

歩道橋における添架式標識板取付金具設置は、設置手間に材料費（取付金具）を別途計上して適用する。

(4) 基礎設置

門型式における基礎の施工数量の対象は、左右各々の数量とする。

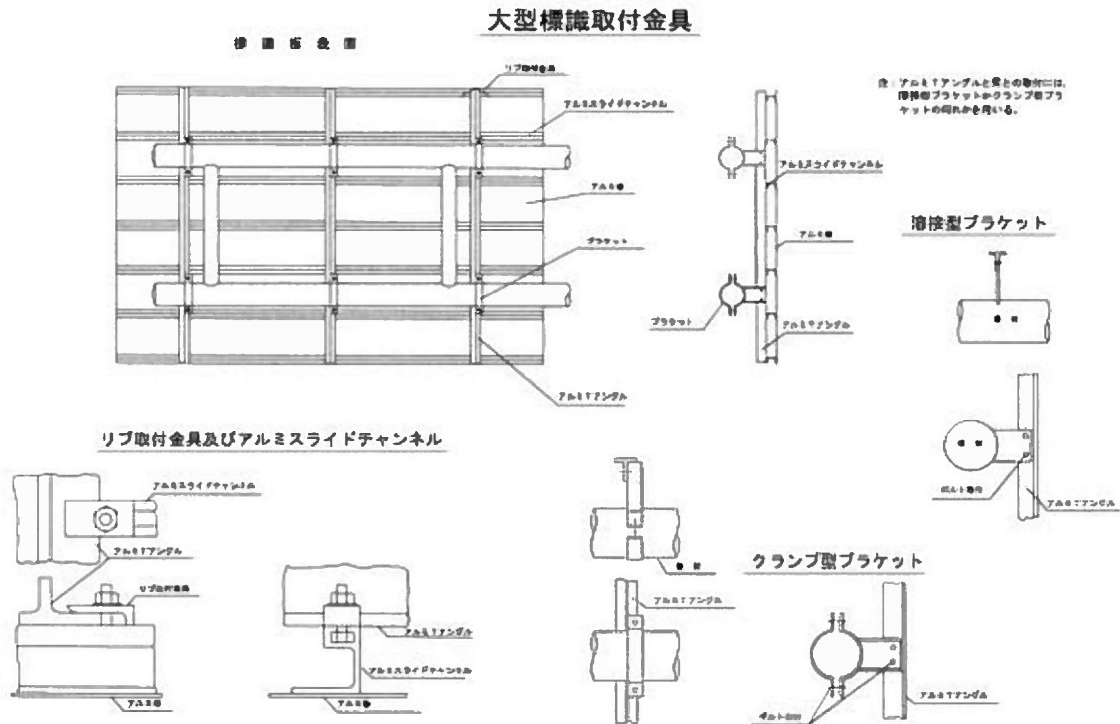
(5) 加算額

φ101.6の曲げ支柱（路側式）加算額は、別途特別調査等とする。

照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、金具数量が多い場合は、直付バンド・共架金具等1段増量することに加算する。

(6) その他

随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず単独工事として数量を判定する。



13) 道路付属物設置工

1. 適用範囲

本資料は、道路付属物のうち、視線誘導標、境界杭、道路鋸、車線分離標、境界鋸の設置・撤去に適用する。また、河川境界杭の設置・撤去にも適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 以下の設置および撤去作業。
 - 1) 道路に設置する視線誘導標（土中建込用，コンクリート建込用，既設防護柵取付用，構造物取付用）およびスノーポール併用型視線誘導標（土中建込用，コンクリート建込用）。
 - 2) 境界杭（コンクリート製）。
 - 3) 道路鋸。
 - 4) 車線分離標（ラバーポール，ベース径 200mmの場合は手間のみ適用可）。
 - 5) 境界鋸（金属製）。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) メーカーのオリジナル製品を用いる場合。
 - 2) 自発光式および電気式の製品を用いる場合。
 - 3) 景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等）を施した製品を用いる場合（ただし、手間のみは適用可）。
 - 4) 表 1.1による場合。
 - 5) 境界杭のうち、材質が木や樹脂の場合。
 - 6) 道路鋸のうち、埋込型または路面との段差がほとんどない製品の場合、積雪期には路面下に収納可能な可変型の製品の場合。
 - 7) 車線分離標のうち、ポール形状が円形ではない場合、ベース径が 250mm以外の製品の場合（ただし、ベース径 200mmの場合は手間のみ適用可）。
 - 8) 境界鋸のうち、材質が樹脂製（貼付式）の場合。
 - 9) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。
 - 10) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

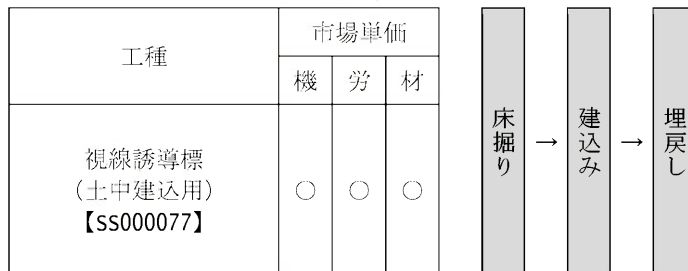
表 1.1 特別調査によるもの

視線誘導標	二眼視線誘導標 三眼視線誘導標 線形誘導標示板
道路鋸	交差点鋸

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○およびフロー図の着色部分である。



(注) スノーポール併用型を含む。

工種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (コンクリート建込用) (穿孔含む) 【ss000079】	○	○	○

穿孔

→

建込み・充填

(注) 1. スノーボール併用型を含む。
2. 充填材(労務費・材料費)を含む。

工種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (コンクリート建込用) (穿孔含まない) 【ss000081】	/	○	○

穿孔

→

建込み・充填

(注) 1. スノーボール併用型を含む。
2. 充填材(労務費・材料費)を含む。

工種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (防護柵取付用) 【ss000083】	/	○	○

取付

工種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (構造物取付用) 【ss000085】	○	○	○

穿孔

→

アンカー取付け

→

取付

工種	市場単価		
	機	労	材
境界杭 【ss000087】	/	○	×

床掘り

→

根巻基礎

→

設置

→

埋戻し

(注) 河川境界杭を含む。

工種	市場単価		
	機	労	材
道路鏡 (穿孔式) 【ss000089】	○	○	○

穿孔

→

充填・設置

(注) 充填材(労務費・材料費)を含む。

工種	市場単価		
	機	労	材
道路鏡 (貼付式) 【ss000091】	/	○	○

貼付

(注) 接着材(労務費・材料費)の費用を含む。

工種	市場単価		
	機	労	材
車線分離標 (可変式・脱着式) (穿孔式) 【ss000093】	○	○	○

穿孔

→

充填・設置

(注) 充填材(労務費・材料費)を含む。

工種	市場単価		
	機	労	材
車線分離標 (固定式) (貼付式) 【ss000095】	/	○	○

貼付

(注) 接着剤(労務費・材料費)の費用を含む。

工種	市場単価		
	機	労	材
境界鏡 【ss000097】	○	○	×

穿孔

→

充填・設置

(注) 充填材(労務費・材料費)を含む。

2-2 市場単価の規格・仕様

道路付属物設置工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 2.1 視線誘導標設置

規格・仕様			単位		
土中建込用	両面反射	反射体 径 φ 100 以下	支柱径 φ 34	本	
			支柱径 φ 60.5		
			支柱径 φ 89		
	片面反射	反射体 径 φ 300	支柱径 φ 60.5		
			反射体 径 φ 100 以下		支柱径 φ 34
					支柱径 φ 60.5
反射体 径 φ 300	支柱径 φ 89				
	支柱径 φ 60.5				
コンクリート建込用 (穿孔含む)	両面反射	反射体 径 φ 100 以下	支柱径 φ 34	本	
			支柱径 φ 60.5		
			支柱径 φ 89		
	片面反射	反射体 径 φ 300	支柱径 φ 60.5		
			反射体 径 φ 100 以下		支柱径 φ 34
					支柱径 φ 60.5
反射体 径 φ 300	支柱径 φ 89				
	支柱径 φ 60.5				
コンクリート建込用 (穿孔含まない)	両面反射	反射体 径 φ 100 以下	支柱径 φ 34	本	
			支柱径 φ 60.5		
			支柱径 φ 89		
	片面反射	反射体 径 φ 300	支柱径 φ 60.5		
			反射体 径 φ 100 以下		支柱径 φ 34
					支柱径 φ 60.5
反射体 径 φ 300	支柱径 φ 89				
	支柱径 φ 60.5				
防護柵取付用	両面反射	反射体 径 φ 100 以下	バンド式	本	
			ボルト式		
			かぶせ式		
	片面反射	反射体 径 φ 300	バンド式		
			反射体 径 φ 100 以下		バンド式
					ボルト式
反射体 径 φ 300	かぶせ式				
	バンド式				
構造物取付用	両面反射	反射体 径 φ 100 以下	側壁用	本	
			ベースプレート式		
			反射体 径 φ 300		ベースプレート式
	片面反射	反射体 径 φ 100 以下	側壁用		
			ベースプレート式		
			反射体 径 φ 300		ベースプレート式

(注) 視線誘導標の土中建込用は、基礎を使用する場合にも適用できる。

表 2.2 視線誘導標設置 (スノーポール併用型)

区分	規格・仕様			単位
土中建込用 (2 段式) (スライド式)	両面反射	反射体径 φ100 以下	反射体数 1 個	本
	片面反射	反射体 径 φ100 以下	反射体数 2 個	
			反射体数 1 個	
コンクリート建込用 (穿孔含む) (2 段式) (スライド式)	両面反射	反射体 径 φ100 以下	反射体数 1 個	本
	片面反射	反射体 径 φ100 以下	反射体数 2 個	
			反射体数 1 個	
コンクリート建込用 (穿孔含まない) (2 段式) (スライド式)	両面反射	反射体 径 φ100 以下	反射体数 1 個	本
	片面反射	反射体 径 φ100 以下	反射体数 2 個	
			反射体数 1 個	

表 2.3 境界杭設置

区分	規格・仕様	単位
境界杭	コンクリート製 (根巻基礎あり)	本
	〃 (根巻基礎なし)	本

表 2.4 道路鋸設置

区分	規格・仕様				単位
大型鋸 高さ 30mm 超え 50mm 以下	両面反射	穿孔式	アルミ製	設置幅 30cm	個
				設置幅 20cm	
	片面反射	穿孔式	アルミ製	設置幅 30cm	
				設置幅 20cm	
小型鋸 高さ 30mm 以下	両面反射	穿孔式	アルミ製	設置幅 15cm	個
		貼付式	樹脂製	設置幅 10cm	
	片面反射	穿孔式	アルミ製	設置幅 15cm	
		貼付式	樹脂製	設置幅 10cm	

表 2.5 車線分離標 (ラバーポール) 設置

区分	規格・仕様			単位
車線分離標 (ラバーポール)	可変式 (穿孔式) (1 本脚)	本体 (柱) 径 φ80 ベース径 φ250	高さ 400mm	本
			高さ 650mm	
			高さ 800mm	
	着脱式 (穿孔式) (3 本脚)	本体 (柱) 径 φ80 ベース径 φ250	高さ 400mm	本
			高さ 650mm	
			高さ 800mm	
	固定式 (貼付式)	本体 (柱) 径 φ80 ベース径 φ250	高さ 400mm	本
			高さ 650mm	
			高さ 800mm	

表 2.6 境界鋸設置

区分	規格・仕様	単位
境界鋸	金属製	枚

表 2.7 道路付属物撤去

区分	規格・仕様	単位
視線誘導標 (スノーポール併用型含む)	土中建込用	本
	コンクリート建込用	
	防護柵取付用	
	構造物取付用	
境界杭		本
道路鋸	穿孔式	個
	貼付式	
車線分離標	可変式(穿孔式・1本脚)	本
	着脱式(穿孔式・3本脚)	
	固定式(貼付式)	
境界鋸		枚

(注) 境界杭は、河川境界杭を含む。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.8 加算率・補正係数の適用基準

区分	記号	適用基準	備考
加算率 施工規模	S0	標準	全体数量
	S1	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
	S2		
補正係数 時間的制約を受ける場合	K1	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
	K2	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.9 加算率・補正係数の数値

区分	記号	視線誘導標	境界杭	道路鋸	車線分離標	境界鋸	撤去
加算率 施工規模	S0	(30本以上) 0%	(30本以上) 0%	(30個以上) 0%	(30本以上) 0%	(30枚以上) 0%	(30以上) 0%
	S1	(10本以上 30本未満) 5%	(10本以上 30本未満) 5%	(10本以上 30個未満) 5%	(10本以上 30本未満) 5%	(10本以上 30枚未満) 5%	(10本以上 30未満) 10%
	S2	(10本未満) 10%	(10本未満) 10%	(10本未満) 10%	(10本未満) 10%	(10本未満) 10%	(10本未満) 15%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	1.05	1.05	1.05	1.05	1.10
	夜間作業	K2	1.15	1.30	1.15	1.15	1.50

(注) 施工規模加算率(S1)または(S2)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K1)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 加算額

(1) 加算額の適用基準

表 2.10 加算額の適用基準

規格・仕様			適用基準	単位	備考	
加算額	視線誘導標	防塵型 (プロペラ型)	反射体 径 φ100 以下	防塵型の製品を使用する場合は対象となる規格・仕様の単価に加算額を加算する。	面	対象数量
			反射体 径 φ300			
		さや管		対象となる規格・仕様の単価に加算額を加算する。	本	

(注) 防塵型(プロペラ型)の加算額は、反射体1面当たりの単価であり、両面防塵型を使用する場合は、視線誘導標1本当たり2面分を加算する。

2-5 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価(注1) × 設計数量 + 加算額総金額(注2)

(注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S0 or S1/100) × (K1 × K2)

(注2) 加算額総金額 = 加算額 × 使用数量

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。(境界杭・境界紙は除く)

設置手間 = {設置単価(標準の市場単価) × 加算率 × 補正係数} - 材料費

(2) 視線誘導標の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。

- 1) 反射体材質 : ポリカーボネートおよび同等品。
- 2) 支柱材質 : 鋼管、樹脂および同等品。ただし、アルミは除く。

(3) 根巻基礎一体型の境界杭を用いる場合には、「根巻基礎無し」の価格を用いる。

(4) 道路紙の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。

- 1) 設置幅 : 本体の寸法ではなく、道路上に設置したときの幅である。

(5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

14) 公園植栽工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、公園植栽工に適用する。なお、中木とは樹高 60cm 以上 3m 未満、低木とは樹高 60cm 未満とする。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

(1) 公園内の植樹工及び地被類植付工。

1-2 市場単価を適用出来ない範囲

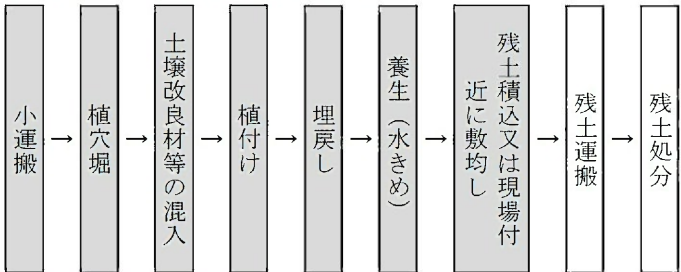
- (1) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。
 - 2) 日本庭園における植栽工事の場合。
 - 3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

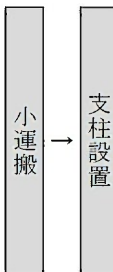
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の着色部分である。

工種	市場単価		
	機	労	材
植樹工 【SS200】	○	○	×

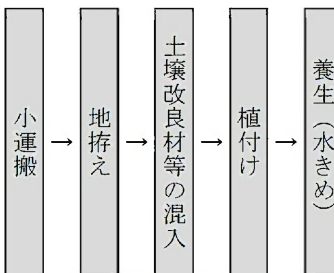


(注) 樹木及び土壤改良材の材料費については別途計上すること。

工種	市場単価		
	機	労	材
支柱設置 【SS202】	/	○	○



工種	市場単価		
	機	労	材
地被類植付工 【SS204】	○	○	×



(注) 地被類及び土壤改良材の材料費については別途計上すること。

2-2 市場単価の規格・仕様

公園植栽工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 2.1 植樹工

区分	規格・仕様	単位
低木	樹高 60cm 未満	本
中木	樹高 60cm 以上 100cm 未満	本
	樹高 100cm 以上 200cm 未満	本
	樹高 200cm 以上 300cm 未満	本

(注) 低木には、株物、一本立を含む。

表 2.2 支柱設置

区分	規格・仕様	単位
中木	二脚鳥居 添木付 樹高 250cm 以上	本
	八ッ掛 (竹) 樹高 100cm 以上	本
	添柱形 (1 本形・竹) 樹高 100cm 以上	本
	布掛 (竹) 樹高 100cm 以上	m
	生垣形 樹高 100cm 以上	m

(注) 1. 単位の“本”は、樹木 1 本当たりとする。
 2. 単位の“m”は、支柱設置延長とする。

表 2.3 地被類植付工

区分	規格・仕様	単位
地被類植付工	各種	鉢

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.4 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S0	対象数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S1 S2	対象数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき 1 日の作業時間 (所定労働時間) を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K1	対象数量

(注) 施工規模の加算率は次の事項に注意し決定すること。

- ・植樹工低木は、1 工事の低木数量で判定する。
- ・植樹工中木は、1 工事の中木の数量で判定する。
- ・支柱設置は、1 工事の支柱を設置する中木の数量で判定する。ただし、布掛 (竹) と生垣形については、1 工事の支柱設置延長で判定する。
- ・地被類植付は、1 工事の地被類の植付数量で判定する。

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.5 加算率・補正係数の数値

区分		記号	植樹工		支柱設置		地被類植付
			低木	中木	二脚鳥居 八ッ掛(竹) 添柱形 (1本形・竹)	布掛(竹) 生垣形	
加算率	施工規模	S0	1,000本以上 0%	50本以上 0%	50本以上 0%	30m以上 0%	2,000鉢以上 0%
		S1	100本以上 1,000本未満 10%	10本以上 50本未満 10%	10本以上 50本未満 10%	5m以上 30m未満 10%	500鉢以上 2,000鉢未満 10%
		S2	100本未満 20%	10本未満 20%	10本未満 20%	5m未満 20%	500鉢未満 20%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10

(注) 施工規模加算率 (S1) 又は (S2) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K1) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

(1) 植栽工事の割増計算

新植樹木の植樹割増として、下記の費用を加算する。
ただし、移植及び根回し工事にかかわるものは除く。

$$\begin{aligned} \text{割増経費} &= (\text{材料費} + \text{労務費} + \text{機械経費}) \times W1 \\ &= (\text{材料費} + \text{労務費} + \text{機械経費}) \times 0.5\% \end{aligned}$$

(2) 直接工事費

$$\begin{aligned} \text{直接工事費} &= (\text{設計単価 (注 1)} \times \text{設計数量} + \text{材料}) \times (1 + W1) \\ (\text{注 1}) \text{ 設計単価} &= \text{標準の市場単価} \times (1 + S0 \text{ or } S1 \text{ or } S2/100) \times K1 \end{aligned}$$

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、前記に示すものの他に、以下の点に留意すること。

(1) 植樹は、下記の仕様とする。

- 1) コンテナ樹木 (コンテナプランツ又はポット樹木) にも適用する。
ただし、草花類には、適用しない。
- 2) 植穴の埋戻しにあたって客土を使用する場合は、客土材料費を別途計上する。
- 3) 残土 (発生土) の処分費については、運搬費と処分費を別途計上する。

(2) 支柱設置は、下記の仕様とする。

- 1) 支柱の材質は、杉又は檜とし、防腐加工 (焼きは除く) がほどこされたものとする。ただし、北海道はカラ松の焼丸太とする。また、間伐材であっても材質が同一で、防腐加工 (焼きは除く) がほどこされていれば適用出来る。

(3) 地被類植付は、下記の仕様とする。

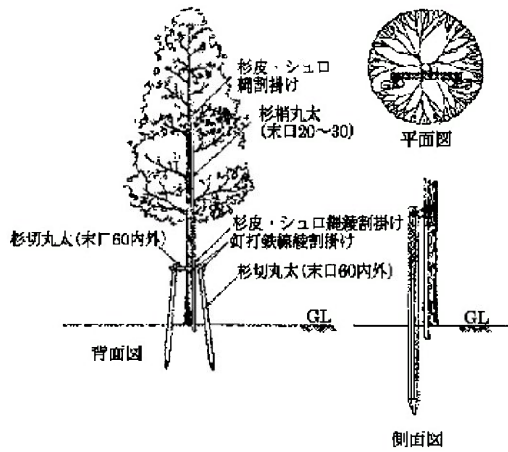
- 1) ささ類、木草本類、つる性類で、コンテナ径 12cm 以下のものに適用する。
- 2) 高さ (長さ) 60cm 以下の地被類に適用する。

(4) 随意契約による調整をおこなう場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を決定する。

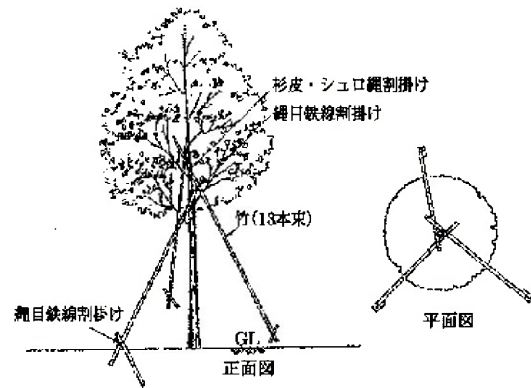
(5) 植樹工及び地被類植付工は土壌改良材の使用の有無にかかわらず適用出来る。ただし、土壌改良材を使用する場合は、材料費を別途計上すること。

公園植栽工 支柱参考図

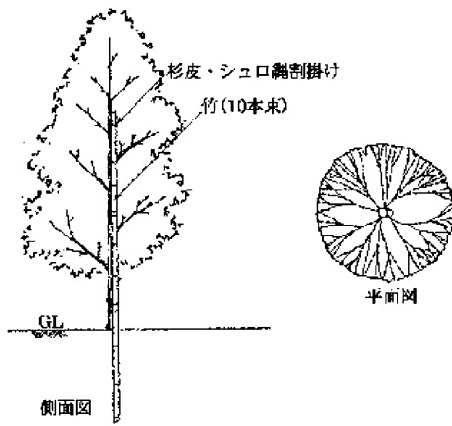
二脚鳥居添木付



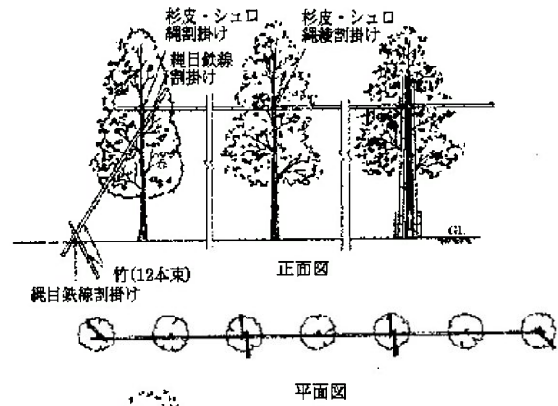
八ツ掛(竹)



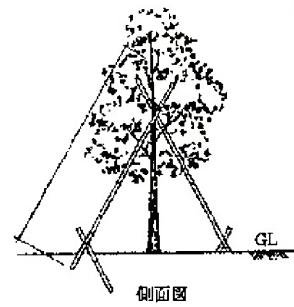
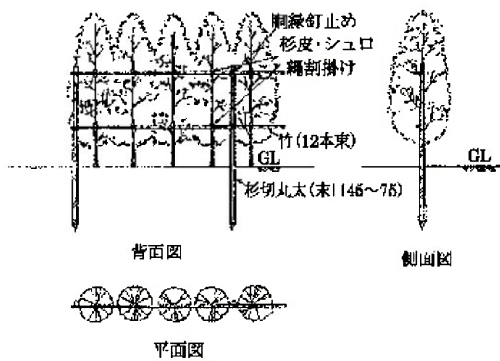
添柱形(1本形・竹)



布掛(竹)



生垣形



15) 軟弱地盤処理工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、軟弱地盤処理工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 粘土、シルト及び有機質土等の地盤を対象として行う軟弱地盤処理工のうちのサンドドレーン工、サンドコンパクションパイル工及びこれらの工種の併用工に適用する。
- (2) サンドドレーン工は杭径 400mm 及び 500mm, サンドコンパクションパイル工はケーシングパイプ径 400mm, 杭径 700mm 程度で、いずれも敷鉄板の使用を標準とし、打設長は 35m 未満とする。

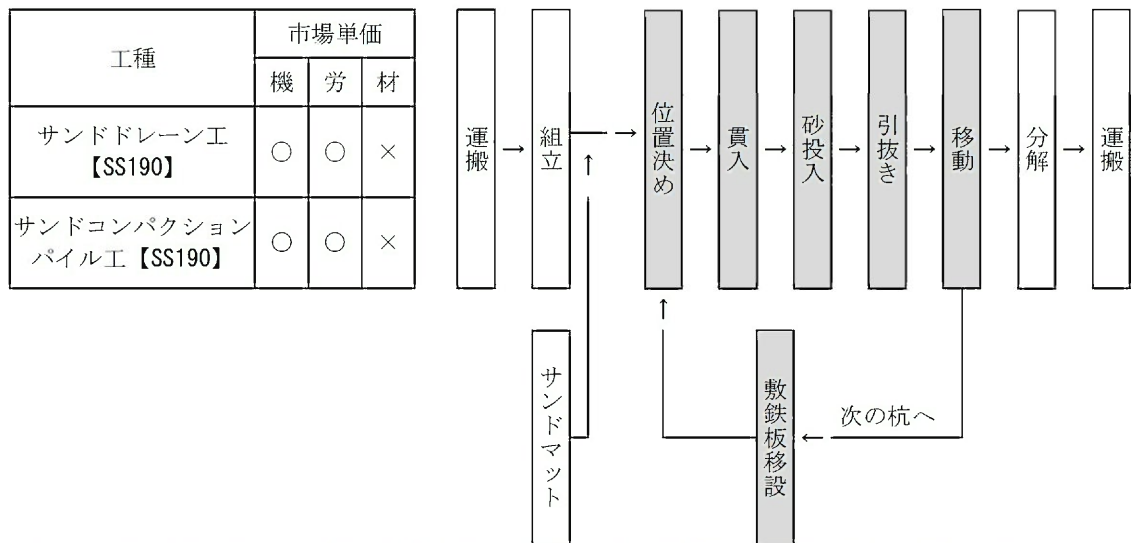
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 土木工事積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) サンドマット工
 - 2) サンドパイル打機の分解・組立及び運搬
- (2) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 静的締固工法（オーガ方式による砂杭造成工法）
 - 2) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。
 - 3) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用できない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の着色部分である。



- (注) 1. 敷鉄板の費用、敷鉄板の設置・撤去・移動、空気圧縮機、発動発電機等の費用を含む。
 2. 材料費（砂、碎石）の費用は含まない。

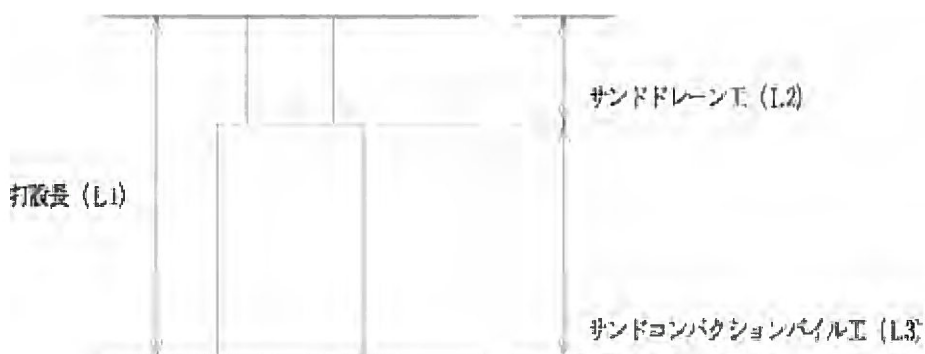
2-2 市場単価の規格・仕様

軟弱地盤処理工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

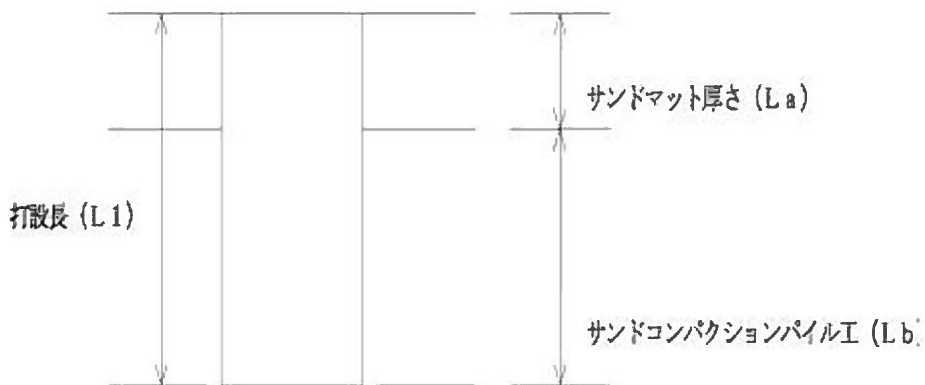
表 2.1 規格・仕様

区分	規格・仕様	単位
サンドドレーン工	打設長 10m 未満	m
	10m 以上 20m 未満	
	20m 以上 35m 未満	
サンドコンパクションパイル工	打設長 10m 未満	
	10m 以上 20m 未満	
	20m 以上 35m 未満	

- (注) 1. 規格・仕様は、造成する砂杭 1 本当りの打設長を対象とする。
 2. 併用工の場合は、区分毎の杭長 (L2・L3) で判断せず、造成する砂杭 1 本当りの打設長 (L1) を対象とする。(L1<35m)



3. サンドマットがある場合、サンドマット (La) の厚みを含む長さ (L1=La+Lb) とする。



4. 1 工事で規格・仕様が複数にわたる場合、それぞれの規格・仕様に応じた打設長を適用する。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.2 加算率・補正係数の適用基準

区分		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S0	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S1	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K1	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20 時～6 時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K2	

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.3 加算率・補正係数の数値

区分		記号	サンドドレーン工	サンドコンパクションパイル工
加算率	施工規模	S0	(3, 000m 以上) 0%	
		S1	(3, 000m 未満) 15%	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	1.15	
	夜間作業	K2	1.05	

- (注) 1. 施工規模加算率 (S1) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K1) が重複する場合は施工規模加算率 (S1) のみを対象とする。
 2. 併用工の施工規模は、区分 (L2・L3) 毎の総延長で判断せず、一工事における総延長 (L1) の合計で判断する。(表 2.1 注 2 の図参照)

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注 1) × 設計数量 + 材料費 (注 2)

- (注) 1. 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S0 or S1/100) × (K1 × K2)
 2. 材料費は必要に応じて計上。

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 市場単価には材料費 (砂, 砕石) を含まない。材料費の計上は次による。

材料費 = π/4 × 杭径² × (1 + ロス率 (注 1)) × 工種別打設長 (注 2) × 材料単価

表 3.1 砂のロス率

サンドドレーン工	+0.26
サンドコンパクションパイル工	+0.41

- (注) 1. 砕石を使用する場合のロス率は別途考慮すること。
 2. サンドマットの厚みも含む。

(2) サンドパイル打機の分解・組立・運搬については、別途運搬費にて計上する。

(3) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を決定する。

4. 参考資料

(1) 適用機種

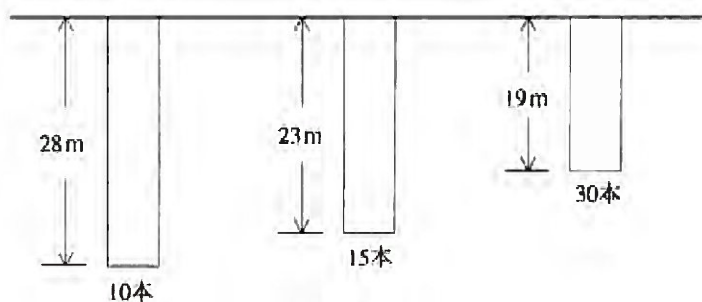
打設長（規格・仕様）毎の機種の選定は下表を標準とする。

打設長	機種	規格
10m 未満	クローラ式サンドパイル打機	リーダ式 75kW リーダ長 30m (35~37t 吊り)
10m 以上 20m 未満		
20m 以上 35m 未満		リーダ式 120kW リーダ長 45m (40t 吊り)

- (注) 1. 運搬費については、上表を参考に別途計上する。
 2. サンドドレーン、サンドコンパクションパイル、併用工についても使用機械は変わらない。

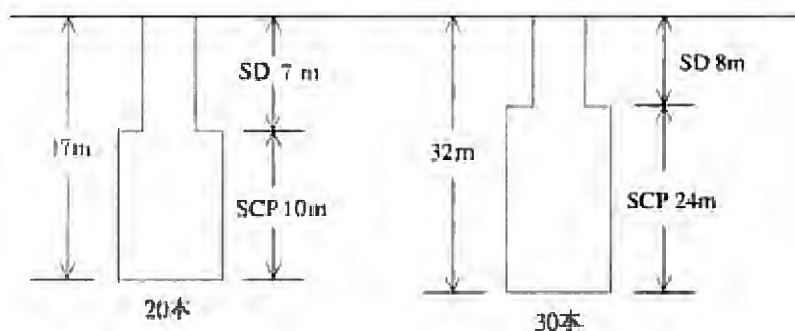
(2) 積算例

・一工事において SCP で以下の砂杭を造成した場合



$$\{SCP \cdot 20m \text{ 以上 } 35m \text{ 未満の単価}\} \times 28m \times 10 \text{ 本} + \{SCP \cdot 20m \text{ 以上 } 35m \text{ 未満の単価}\} \times 23m \times 15 \text{ 本} + \{SCP \cdot 10m \text{ 以上 } 20m \text{ 未満の単価}\} \times 19m \times 30 \text{ 本}$$

・一工事において SD と SCP の併用工で以下の砂杭を造成した場合



$$\{SCP \cdot 10m \text{ 以上 } 20m \text{ 未満の単価}\} \times 10m + \{SD \cdot 10m \text{ 以上 } 20m \text{ 未満の単価}\} \times 7m \times 20 \text{ 本} + \{SCP \cdot 20m \text{ 以上 } 35m \text{ 未満の単価}\} \times 24m + \{SD \cdot 20m \text{ 以上 } 35m \text{ 未満の単価}\} \times 8m \times 30 \text{ 本}$$

[凡例]
 SD : サンドドレーン工
 SCP : サンドコンパクションパイル工